

高知県環境不動産運用マニュアル



2026.1.5ver.



林業振興・環境部 木材産業振興課

1. はじめに.....	4
1.1. 関連する条例・要綱等について.....	4
2. 手続等の全体のイメージ.....	5
3. 用語の定義.....	6
3.1. 定義（条例第2条）	6
3.2. 定義（要綱第2条）	6
4. 高知県環境不動産の認定等について.....	7
4.1. 高知県環境不動産の認定等（条例第10条、要綱第3条）	7
5. 高知県環境不動産の申請手續等について.....	8
5.1. 高知県環境不動産の事前確認（要綱第4条）	8
5.2. 計画書の変更（要綱第5条）	9
5.3. 高知県環境不動産の認定（要綱第6条）	9
5.4. 事前確認又は認定の取消し（要綱第7条）	9
6. 優遇措置について.....	10
6.1. 容積率の緩和（要綱第8条）	10
6.2. 不動産取得税の課税免除に係る要件（要綱第9条）	10
6.3. 不動産取得税の課税免除に係る申請書等（要綱第10条）	10
7. その他について.....	10
7.1. 報告又は資料の提出（要綱第11条）	10
7.2. 情報の開示（要綱第12条）	10
8. 高知県環境不動産独自基準評価シート入力マニュアル.....	11
8.1. 別表第1（要綱第3条関係）	12
8.2. 評価項目概要.....	14
8.3. 総合評価概要.....	14
9. 評価のための入力シート.....	15
9.1. 表紙.....	15
9.1.1. 概要入力.....	15
9.1.2. 評価結果.....	16
9.2. A.木材使用量入力シート.....	17
9.3. B.炭素貯蔵量の計算シート.....	19
9.4. C.木材調達ルート確認シート.....	20
9.5. D.内装・外装の木材使用確認シート.....	22
9.6. E.評価項目に関する取組のチェックリスト.....	24
9.7. 維持管理計画.....	26
10. 各評価項目の内容.....	27

10.1. 『I. 林業・木材産業の持続性確保』	27
10.1.1. 評価の意味.....	27
10.1.2. 評価基準.....	27
10.2. 『II. 脱炭素社会の実現』	28
10.2.1. 評価の意味.....	28
10.2.2. 評価基準.....	28
10.3. 『III. 快適空間の形成』	29
10.3.1. 評価の意味.....	29
10.3.2. 評価基準.....	29
10.4. 『IV. 良好的な景観の形成』	30
10.4.1. 評価の意味.....	30
10.4.2. 評価基準.....	30
10.5. 『V. 地域経済の活性化』	31
10.5.1. 評価の意味.....	31
10.5.2. 評価基準.....	31
11. 高知県環境不動産独自評価基準に関する申請関係図書.....	32
11.1. 木材の使用量が確認できる集計表など.....	33
11.2. 木材の使用箇所等が確認できる図面など.....	33
11.3. 木材の調達ルートや加工業者の取り組み状況が確認できる資料など.....	33
11.4. (参考) 評価項目と根拠資料の関連表.....	33
11.5. 高知県環境不動産申請書類確認シート.....	35
12. Q&A.....	36
12.1. 高知県環境不動産とは。	36
12.2. なぜ脱炭素社会の実現のために高知県環境不動産を進めるのか。	36
12.3. なぜ非住宅建築物及び4階建て以上の住宅に限り、木材利用を促進するのか。	36
12.4. 3階建てまでの住宅を優遇措置の検討対象から除いた理由は何か。	36
12.5. CASBEE とはどのような制度か。	36
12.6. なぜ CASBEE 又は ZEB 若しくは ZEH-M を使うのか。県独自基準だけではだめなのか。	36
12.7. CASBEE の自主評価の依頼先は。	37
12.8. ZEB、ZEH-M とは。	37
12.9. ZEB 認証及び ZEH-M 認証の依頼先は。	37
12.10. なぜ CASBEE のみ容積率の緩和措置の対象なのか。	37
12.11. 同一敷地内で複数の棟からなる建築物の認定は。	37
12.12. 施工業者や加工業者が決定していない状況で計画書の提出は可能か。	37
12.13. 県産木材の考え方は。	37
12.14. 加工事業者の再造林に関する取組とは。	38
12.15. 不動産取得税の優遇措置は所有者が移転する度に受けることができるのか。	38
12.16. 認定に使用した書類の保管期間は。	38

12.17. 施工業者とは.....	38
12.18. 主たる施工業者とは.....	38
12.19. 建築主（=申請者）とは.....	38
12.20. 加工業者とは.....	38
12.21. 再造林とは.....	38
12.22. 木材とは.....	38
12.23. 木拾い表（木材明細書等）とは.....	38
12.24. 主要な室とは.....	38
12.25. 居室以外とは.....	38
12.26. 軒裏などとは.....	39

1. はじめに

森林が吸収した二酸化炭素を炭素として貯蔵する木材の建築物への利用を促進し、木材を循環利用していくことは、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化や二酸化炭素の排出の抑制につながり、脱炭素社会の実現に貢献することになります。

また、木材利用と森林整備を併せて促進し、経済と環境の好循環を創出することは、水源の涵(かん)養、国土の保全その他森林の有する多面的機能の発揮及び中山間をはじめとする地域経済が活性化することにより、豊かな県民生活の実現等にもつながります。

このような中、温暖多雨な自然環境を生かし、積極的に造林に取り組んできた全国有数の森林県である本県が率先して、県産木材の利用の増大や、環境への負荷の低減を図ることができる木造・木質化された非住宅建築物等の建築を促進するために「高知県環境不動産」として認定し、税制面や都市計画面で優遇する制度をはじめることとしました。

1.1. 関連する条例・要綱等について

- 高知県環境不動産の建築の促進に関する条例(以下、「条例」といいます。)
- 高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱(以下、「要綱」といいます。)
- 高知県環境不動産運用マニュアル(以下、「運用マニュアル」といいます。)
- 高知県環境不動産独自評価基準入力シート

以上のデータは高知県庁林業振興・環境部木材産業振興課のホームページからダウンロードできます。

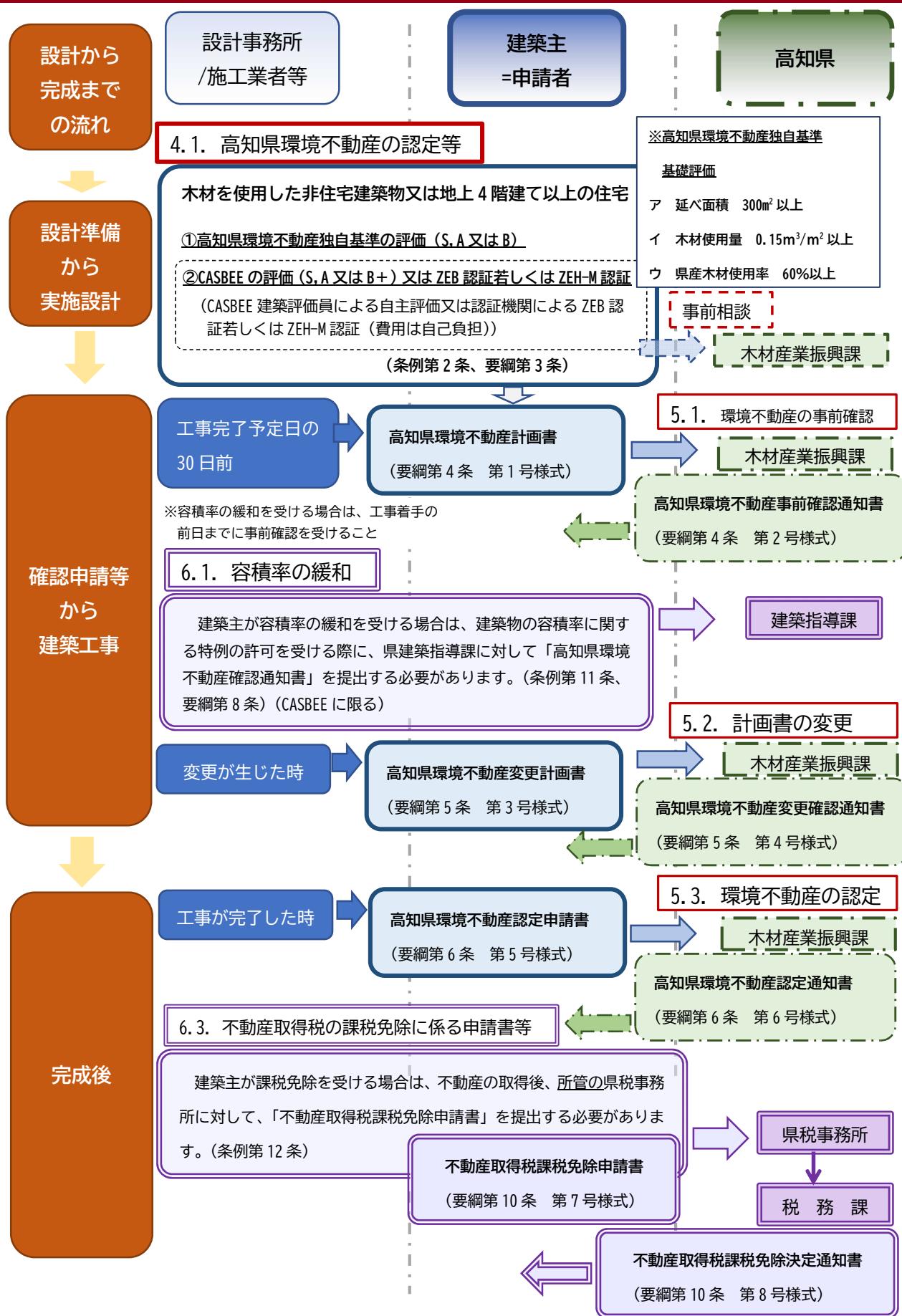
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/kankyofudousan.html>



出典：令和3年度森林・林業白書より

木材が利用され、山主に収益が還元されることによって、伐採後も植栽等を行うことが可能となり、伐って、使って、植えるサイクル(経済と環境の好循環)が生まれ、森林の有する多面的機能が持続的に発揮され、中山間地域の経済の活性化ならびに脱炭素社会の実現に貢献することになります。

2. 手続等の全体のイメージ



3. 用語の定義

3.1. 定義（条例第2条）

(1) 高知県環境不動産

木材を使用した非住宅建築物又は地上4階建て以上の住宅（戸建ては除く）であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの

ア 一定以上の木材を使用し、知事が定める基準を満たすもの※1

イ 一定以上の環境性能を有し、知事が定める基準を満たすもの※2

※1 知事が定める基準

「高知県環境不動産の認定等に関する取扱要綱」に定めた高知県環境不動産独自基準（以下、県基準）

※2 知事が定める基準

建築環境総合性能評価システム（CASBEE）のうち CASBEE-建築（新築）による評価又は経済産業省資源エネルギー庁によるZEB ロードマップ検討委員会とりまとめにより定義付けされたZEB（以下同じ。）若しくは集合住宅におけるZEH ロードマップ検討委員会とりまとめにより定義付けされたZEH-M（以下同じ。）の認証

(2) 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物

(3) 非住宅建築物

住宅以外の用に供する建築物

(4) 住宅

人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物との共用に供する部分を含む。）

(5) 新築等

新たに建築物を建築すること又は建築物の全部を除却して当該建築物を建て替えること

3.2. 定義（要綱第2条）

(1) 県産木材

高知県内に所在する木材の加工を行う事業所（以下「県内加工事業所」といいます。）において丸太を原料として加工（一次加工）された製材品及びそれを主たる原料として加工（最終加工）された建築材料

ただし、このうち継ぎ手及び仕口の加工を行うプレカット又は薬品等による化学的処理（前工程として材表面から薬品等が深く、かつ、均一に浸透させることを目的に行う加工を含む。）のみの加工を県内加工事業所が行ったものは除く（塗装のみや倉庫、現場等での簡易な加工のみを県内で行ったものも除く。）

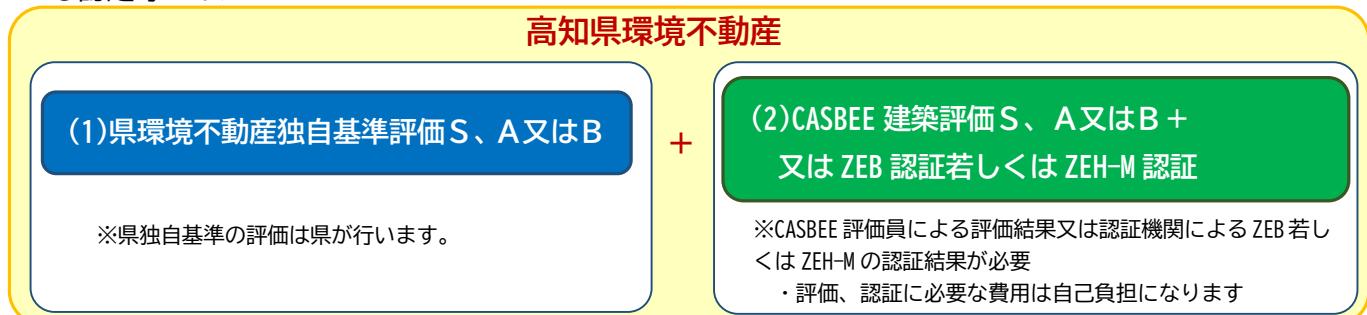
4. 高知県環境不動産の認定等について

4.1. 高知県環境不動産の認定等（条例第10条、要綱第3条）

高知県環境不動産の認定基準により、下記の2つの要件に該当する建築物を「高知県環境不動産」として認定します。

- (1) 条例第2条第1号アの一定以上の木材を使用し、知事が定める基準は、要綱の別紙及び別表第1の高知県環境不動産独自基準の総合評価においてS、A又はBの評価を受けた建築物
- (2) 条例第2条第1号イの一定以上の環境性能を有し、知事が定める基準は、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター※1（昭和55年3月29日に財団法人住宅・建築省エネルギー機構という名称で設立された法人をいう。）に設けられた建築物の総合的環境評価委員会において開発された建築環境総合性能評価システム※2（以下「CASBEE」という。）のうち「CASBEE-建築（新築）のCASBEE建築評価員による評価」（以下「CASBEE建築評価」という。）においてS、A又はB+の評価を受けた建築物、又は経済産業省資源エネルギー庁によるZEBロードマップ検討委員会とりまとめ※3により定義付けされたZEB若しくは集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ※4により定義付けされたZEH-Mにおいて認証を受けた建築物

○認定等のイメージ



※1 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターのホームページ

<https://www.ibec.or.jp/CASBEE/>

※2 CASBEE（建築環境総合性能評価システム）は、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターの登録商標です。

$$\text{環境性能効率} = \frac{\text{環境品質・性能}}{\text{環境負荷}}$$

環境品質・性能 : 室内環境、サービス性能、室外環境（敷地内）
環境負荷 : エネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境

CASBEEの評価に使用するツール

CASBEE-建築（新築）は、建築物の新築時における設計内容に基づいて評価するツールを使用します。戸建住宅を除く建築物一般に適用することが可能です。（上記※1よりダウンロード可能）竣工前の評価及び竣工後の評価（竣工時の設計図書に基づく。竣工後3年まで適用することができます）に使用することができます。詳細な適用条件については評価マニュアルをご確認ください。

引用：一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターのホームページ

※3 経済産業省資源エネルギー庁によるZEB ロードマップ検討委員会とりまとめに関するホームページ

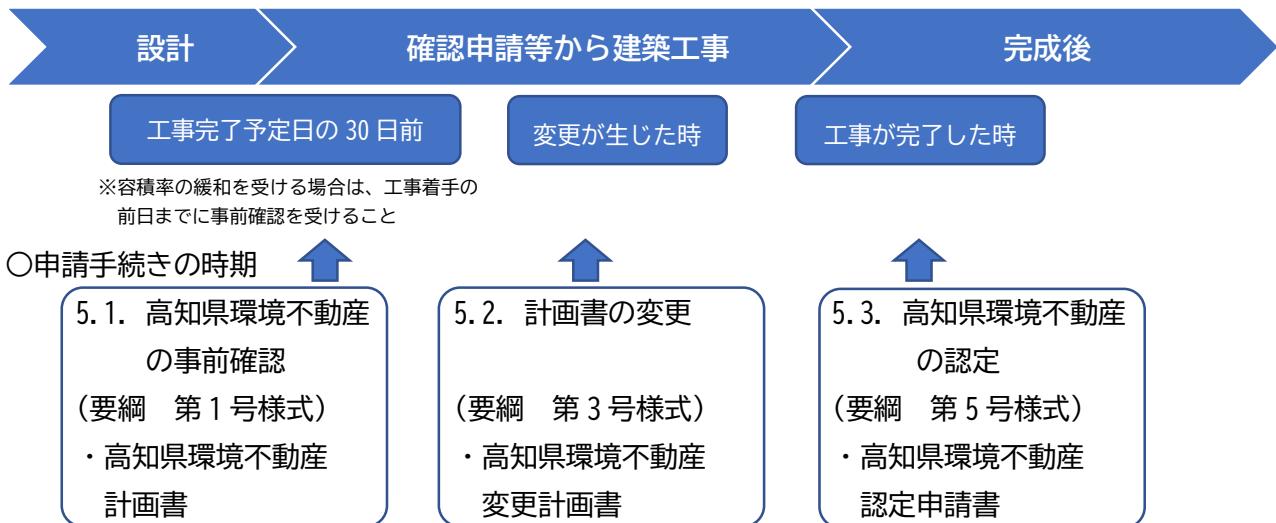
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html

※4 経済産業省資源エネルギー庁による集合住宅におけるZEH ロードマップ検討委員会とりまとめに関するホームページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

5. 高知県環境不動産の申請手続等について

○設計～完成までの流れ



5.1. 高知県環境不動産の事前確認（要綱第4条）

高知県環境不動産の認定を受ける建築物の新築等を行う方（以下「建築主」という。）は、認定基準等の評価及び認証を受けた後、工事完了予定日の30日前までに要綱第1号様式により当該建築物に関する高知県環境不動産計画書（以下「計画書」という。）を知事（木材産業振興課）に提出し、当該建築物が環境不動産に該当する旨の事前確認を受けなければなりません。ただし、容積率の緩和を受けようとする場合は、当該建築物の新築等に係る工事着手の前日までに事前確認を受けなければなりません。

また、計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- (1) 当該建築物の名称及び所在地
- (2) 当該建築物の用途及び概要
- (3) 県基準及びCASBEE 建築評価の評価結果又はZEB 認証若しくはZEH-M 認証の結果

ZEB 認証又はZEH-M 認証にあって、認証までに期間を要し前項の期日までに間に合わない場合は、認証に係る申請書をもってこれに代えることができます。ただし、環境不動産の認定の申請時には、認証結果を提出しなければなりません。

基準に適合すると認められた場合は、要綱第2号様式「高知県環境不動産事前確認通知書」により通知がありますが、建築主が要綱別表第4のいずれかに該当する場合は、高知県環境不動産にはなりません。

5.2. 計画書の変更（要綱第5条）

建築主は、当該建築物の新築等が完了するまでの間に、当該計画書の内容に次に掲げる事項に該当する変更が生じたときは、要綱第3号様式により高知県環境不動産変更計画書を作成し、速やかに知事に届け出なければなりません。

- (1) 建築物の延べ面積が3割以上増加又は減少するもの
- (2) 木材使用量が3割以上増加又は減少するもの
- (3) 県産木材の使用量が3割以上減少するもの
- (4) 県基準及びCASBEE建築評価の評価結果、又はZEB認証若しくはZEH-M認証の結果が変更前と同等以上とならないもの

要綱第3条の基準に適合すると認められたときは、第4号様式「高知県環境不動産変更確認通知書」により通知があります。

5.3. 高知県環境不動産の認定（要綱第6条）

建築主は、当該建築物の新築等が完了したときは、要綱第5号様式により当該建築物に関する高知県環境不動産認定申請書を作成し、速やかに知事（木材産業振興課）に提出しなければなりません。

要綱第3条に定める基準に適合すると認めるときは、要綱第6号様式「高知県環境不動産認定通知書」により通知があります。

5.4. 事前確認又は認定の取消し（要綱第7条）

高知県環境不動産として事前確認又は認定をした建築物が事前確認又は認定の基準を欠くことになったと判断したときは、高知県環境不動産の事前確認又は認定を取り消すことがありますので注意してください。

なお、計画書の提出にあたっては、下記の誓約書を提出していただきます。

○参考 要綱別紙（第1号様式関係）

誓約書

私は、高知県環境不動産計画書、高知県環境不動産変更計画書及び高知県環境不動産認定申請書の提出に当たり、当該書類及び関係書類への記載内容が事実に相違ないことを誓約します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、確認及び認定の取消し並びにこれに伴う容積率の緩和及び不動産取得税の課税免除の取消しに異議なく応じます。

（提出年月日日、所在地、代表者・職、氏名（自署））

【注意事項】

高知県環境不動産として事前確認又は認定をした建築物が事前確認又は認定の基準を欠くことになったと判断された場合は、高知県環境不動産の事前確認又は認定を取り消すこととなります。

特に、容積率の緩和措置を受け、工事着手前に申請する「高知県環境不動産計画書」に関する事前確認時点の評価が、建築工事着手後に変更となり、県基準とCASBEEの両方の評価がA以上の基準を満たさなかった場合は、建築確認完了検査に不合格となり、対象建築物が違法建築物となりますので注意してください。

6. 優遇措置について

6.1. 容積率の緩和（要綱第8条）

条例第11条に規定する容積率の緩和を受けようとする者は、建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可を受ける際に、要綱第2号様式「高知県環境不動産事前確認通知書」（県基準がS又はAかつCASBEE建築評価がS又はAの評価を受けたもの）を提出しなければなりません。

6.2. 不動産取得税の課税免除に係る要件（要綱第9条）

条例第12条第1項の不動産取得税の課税免除に係る要件は、要綱第6号様式「高知県環境不動産認定通知書」における県基準がS又はAかつCASBEE建築評価がS又はAの評価を受けたもの、又はZEB認証若しくはZEH-M認証を受けたものとなります。

6.3. 不動産取得税の課税免除に係る申請書等（要綱第10条）

条例第12条第2項の知事が別に定める課税免除を受けようとする者は、不動産の取得後、遅滞なく、次に掲げる書類を添えた要綱第7号様式により、不動産取得税課税免除申請書を知事（建築場所を所管する県税事務所長）に提出しなければなりません。

- (1) 申請に係る建物の登記事項証明書
- (2) 第6号様式「高知県環境不動産認定通知書」
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

要綱第10条第2項の規定により課税免除申請書の提出があったときは、申請者に対して要綱第8号様式「不動産取得税課税免除決定通知書」により通知します。

7. その他について

7.1. 報告又は資料の提出（要綱第11条）

県は必要に応じて、当該建築物の設計、施工又は維持保全に係る事項について、建築主に報告や資料の提出を求めることがあります。

7.2. 情報の開示（要綱第12条）

当該建築物又は建築主に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示されます。

8. 高知県環境不動産独自基準評価シート入力マニュアル

木材使用量などによる評価シート

入力マニュアル

高知県環境不動産独自基準の評価のために評価点計算シートに入力します。

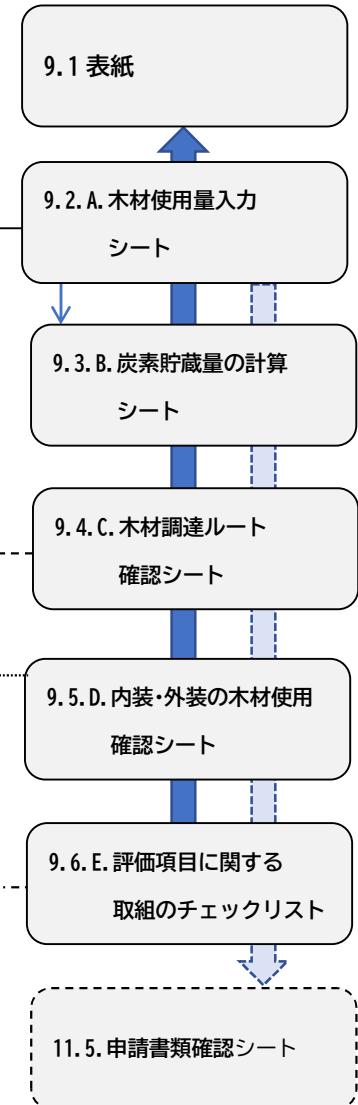
次ページ以降を参考にして「高知県環境不動産独自基準評価シート(エクセル)」に入力してください。

各評価項目と評価点計算シートの関係性は下図のとおりです。

5. 高知県環境不動産独自基準の評価項目(別表第1の抜粋)

I. 林業・木材産業の持続性確保	
木材使用量	0.18m ³ /m ² ・0.25m ³ /m ² 以上
森林認証材の使用	森林認証材を50%以上使用
再造林に係る取組	加工業者が再造林に係る取組に参画
II. 脱炭素社会の実現	
維持管理計画	適切な維持管理計画が策定
木材の加工に係る	輸送範囲が近畿以西・四国内
C0 ₂ 削減策	加工業者における省C0 ₂ の取組
環境ラベル対象商品	環境ラベルが付いた製品の利用
III. 快適空間の形成	
主要な室の内装	内装で2箇所又は3箇所以上で木材を使用
その他の室の内装等	主要室以外の室及、居室以外で木材を使用
IV. 良好的な景観の形成	
外装の木材使用	外壁の外装材・外壁以外の軒裏等
外構への木材使用	外構及び付属施設に木製品を使用
壁面緑化	壁面緑化(緑のカーテン等)及び屋上緑
建物周囲の緑化	建物の周囲で生け垣、樹木等の緑化
V. 地域経済の活性化	
県産木材の使用量	県産木材の使用率が80%以上
木材安定取引協定	木材加工業者が木材安定取引協定
県内事業者の参加	県内の設計事務所等が設計に参加 県内の建築事業者が主たる施工に参加

9. 県独自基準 評価シート



8.1. 別表第1（要綱第3条関係）

(評価項目の頭記号は要綱ではカタカナで表示していますが、本表は入力マニュアルに合わせてギリシャ数字に変更しています)

評価項目	評価方法	評価基準	評価点
I. 林業・木材産業の持続性確保	基礎評価	基礎評価の達成	50
	加点項目	木材使用量 木材使用量 $0.18m^3/m^2$ 以上	15
		木材使用量 $0.25m^3/m^2$ 以上	15
	森林認証材の使用	森林認証材を 50%以上使用	10
	加工業者※1の再造林 ※2 に係る取組への参画	加工業者が再造林に係る取組に参画している。	10
II. 脱炭素社会の実現	基礎評価	基礎評価の達成	50
	加点項目	維持管理計画 適切な維持管理計画が立てられている。 ※3 (この項目が加点されない場合、以下のⅢ. の項目は加点対象になりません)	15
		木材の加工に係る CO ₂ 削減策 全ての木材の加工の輸送範囲が近畿以西※4 である。	10
		全ての木材の加工の輸送範囲が四国内である。	5
	環境ラベル対象商品の使用	15%以上の木材で加工業者における省 CO ₂ の取組がある。 環境ラベルが付いた製品を建築物で利用している。 1 製品につき 2 点 (最大 5 製品まで加点)	10
III. 快適空間の形成	基礎評価	基礎評価の達成	50
	加点項目	主要な室の内装への評価 主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の 2箇所以上で木材を使用している。 ※5 (この項目が加点されない場合、以下のⅢ. の項目は加点対象なりません)	15
		主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の 3箇所以上で木材を使用している。	5
	その他の室の内装等への評価	主要な室以外の室及び居室以外での内装で天井、壁、床及び構造部材の 2箇所以上で木材を使用している。 1 箇所 (室) につき 2 点 (最大 15 箇所 (室) まで加点)	30

IV. 良好的な景観の形成	基礎評価		基礎評価の達成	50	
	加点項目	外装の木材使用※6 (この項目が加点されない場合、以下のIV. の項目は加点対象になりません)		外壁の外装材の部位※7	15
		外壁以外の軒裏等の部位			5
		外構への木材使用		外構及び付属施設に木製品を使用している。	10
		壁面緑化		壁面緑化（緑のカーテン等）又は屋上緑化に取り組んでいる。	10
建物周囲の緑化		建物の周囲で生け垣、樹木等の緑化に取り組んでいる。			10
V. 地域経済の活性化	基礎評価		基礎評価の達成	50	
	加点項目	県産木材の使用量		県産木材の使用率が 80%以上	15
		木材安定取引協定		木材使用量の 50%以上で木材安定取引協定により取引をしている木材加工業者において加工された木材が使用されている。	15
		県内事業者の参加		県内の設計事務所等が設計に参加している。	10
		県内の建築事業者が主たる施工業者として参加している。			10
総合評価		400 点以上		S	
		325 点以上 400 点未満		A	
		250 点以上 325 点未満		B	

※1、※2 「3.3. 定義」を参照

※3 「イ 脱炭素社会の実現」については、適切な維持管理計画が立てられている場合に限り、『II. 脱炭素社会の実現』の評価項目の他の加点項目を加点することができる。

※4 近畿以西とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とする。

※5 「ウ 快適空間の形成」については、主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の2箇所以上で木材を使用している場合に限り、他の加点項目を加点することができる。

※6 「エ 良好的な景観の形成」については、「外壁の外装材の部位」又は「外壁以外の軒裏などの部位」が達成できた場合に限り、他の加点項目を加点することができる。

※7 外装については、ガラス等による視覚的に分かる形により内装等の木材利用が建築物の外から確認できる場合も評価する。

8.2. 評価項目概要

*基礎評価

- ・延べ面積が 300 m²以上
- ・木材使用量（木材使用量m³÷ 延べ面積m²）が 0.15m³/m²
- ・県産木材使用率（県産木材使用量m³÷ 木材使用量m³）が 60%以上

*加点評価項目

(1) 林業・木材産業の持続性確保

木材の使用量、森林認証や再造林の取組を評価

(2) 脱炭素社会の実現

適切な維持管理計画、輸送距離の短縮や加工業者における CO₂ 排出量低減などの取組を評価

(3) 快適空間の形成

内装の木材使用を評価

(4) 良好な景観の形成

外装への視覚的な木材使用や外構の緑化などを評価

(5) 地域経済の活性化

県産木材の使用、木材安定取引協定の取組や県内事業者の活用を評価

8.3. 総合評価概要

基礎評価基準を満たした建築物を「高知県環境不動産」として評価し、さらに加点評価項目での加点により総合的に格付けされる。500 点満点のうち、250 点以上を「B」、325 点以上を「A」、400 点以上を「S」とする。

9. 評価のための入力シート

9.1. 表紙

9.1.1. 概要入力

手順①建物概要の入力

評価の対象とする建物の概要を入力してください。※環境不動産として評価できる建物は延べ面積300m²以上となります。

※2. 延べ面積が300m²以上の建物が対象です。
※3.床面積、構造および階数については、確認申請図面と整合性を取ってください。
※4.工法を入力してください。任意の入力項目です。

物件名※1	高知OOビル	備考欄
建設地※1	高知県OO市 OO町 (丁目) 字OO O-O-O	入力年月日
延べ面積※2,3	146045 m ² 構造※3 木造 入力※4 CLT、在来工法 階数※2 地上 2 地下 入力者 ABC設計事務所 OO OO	2023年 3月 19日

「水色セル」はプルダウンから選択してください。

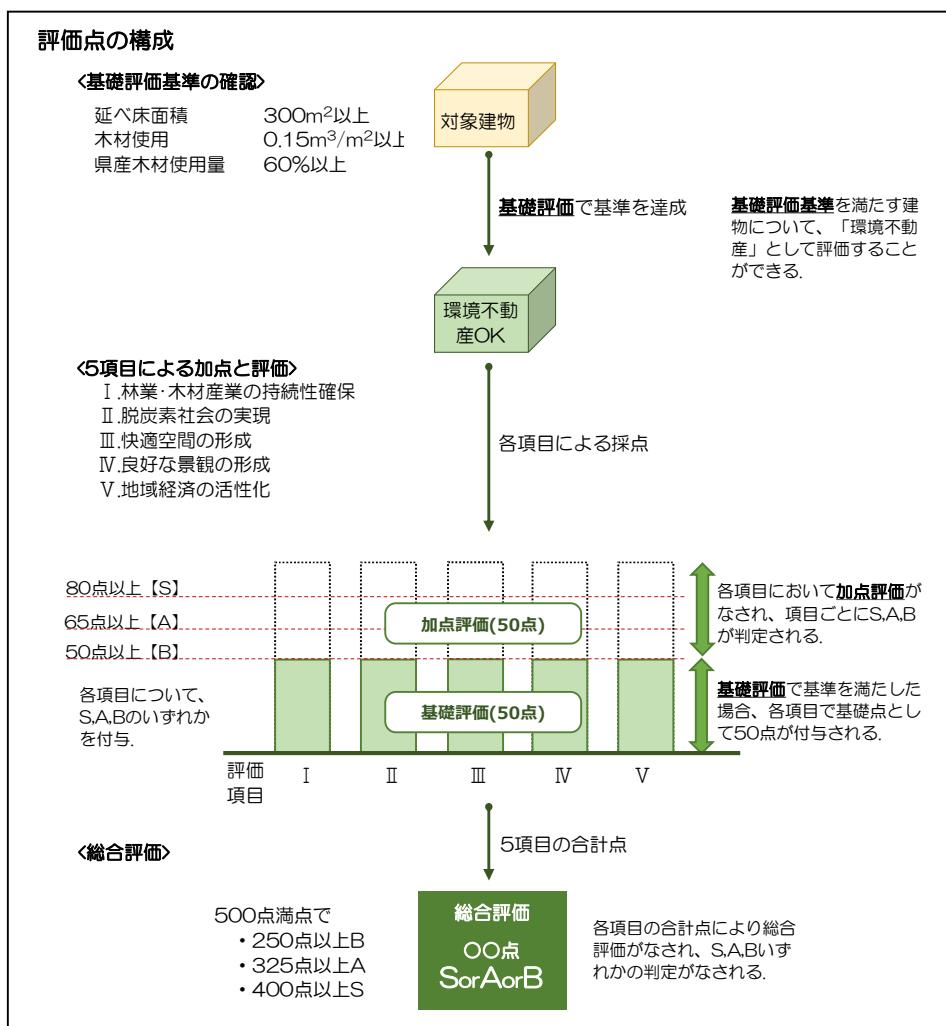
「薄黄色セル」には文字や数字を入力してください。

※1 確認申請書(建築物)の(第二面)【9. 備考】に記載された「物件名又は工事名」、(第三面)【1. 地名地番】に記載された「建設地」を記載してください。

※2 延べ面積には、確認申請書(建築物)の(第三面)に記載された【11. 延べ面積】を記載してください。延べ面積は300m²以上の建物が対象です。

※3 階数および構造については、確認申請書(建築物)の(第三面)【13. 建築物の高さ等】と整合性を取ってください。

※4 工法を入力してください。(必須項目、自由記載)



9.1.2. 評価結果

評価結果

物件名	高知〇〇ビル	入力年月日	2023年3月19日	総合評価						
建設地	高知〇〇市 〇〇町（〇丁目）字〇〇 〇-〇-〇			399点						
面積面積81	146045 m ² 構造 木造ICLT、在来工法 落層 地上 2 階下 - 入力者 ABCD計画事務所 〇〇 〇〇			A						
基礎評価基準										
証文面積	146045 m ²	300m ² 以上								
木材使用量	0.31 m ³ /m ²	0.15m ³ /m ² 以上								
原木木材比率	90 %	60%以上								
			◎ 環境不動産として評価対象建物となります。							
項目	I.林業・木材産業の持続性確保	S	II.脱炭素社会の実現	A	III.快適空間の形成	S	IV.良好な景観の形成	A	V.地域経済の活性化	A
	基礎評価		基礎評価		基礎評価		基礎評価		基礎評価	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎評価基準の達成	50点	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎評価基準の達成	50点	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎評価基準の達成	50点	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎評価基準の達成	50点	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎評価基準の達成	50点
<データ>			<データ>		<データ>		<データ>		<データ>	
木材使用量	458 m ³	※裏面防護層CO ₂ 換算)	285 m ³	※裏面防護層CO ₂ 換算)	主要室の木材使用部位2箇所以上	OK	外装への木材使用		外装木材使用量	414.2 m ³
	0.31 m ³ /m ²	木材の輸送距離が距離以西	8 %	8 %	・外壁の外装材等		・外壁以外の軒裏等		90 %	%
森林認定木材量	13 %	四国内	8 %	8 %	・他の外装材の部材等				木材安定取引協定等調査状況	8 %
		製造工場における省CO ₂	43 %	43 %						
	加点評価		加点評価		加点評価		加点評価		加点評価	
	<input checked="" type="checkbox"/> 木材使用量	①木材管理計画(評価必須項目)	①主要な室での内装への木材使用	①外装材での内装に沿って規則的に分かれる方法での木材使用	①外装材の裏面に木材を使用する場合	①外装木材使用量	①外装木材の使用が80%以上	①外装木材の使用が80%以上	①外装木材の使用が80%以上	15点
	<input checked="" type="checkbox"/> 木材使用量0.18m ³ /m ² 以上	②適切な木材管理計画がたてられている。	②主要な室での内装で天井、壁、床、構造部材の2箇所以上で木材を使用している。	②外壁の外装材の部材等	②外壁以外の軒裏などの部材	②木材安定取引協定等	②木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	②木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	②木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	15点
	<input checked="" type="checkbox"/> 木材使用量0.25m ³ /m ² 以上									
②森林認定		②森林認定木材を50%以上使用	②木質材料の箱組に係るCO ₂ 削減策	②外構や付属施設への木材使用	②外構や付属施設に木製品を使用している。	②外構木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	②外構木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	②外構木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	②外構木材の50%以上が木材安定供給協定に登録されている加工事業者で加工されている	45点
			③全ての木材において一次から最終加工までの輸送距離が距離以西。	③主要な室の3箇所以上で木材使用部位	③主要な室の木材使用部位が3箇所以上	③県内事業者の参加	③県内の設計事務所などが設計に参加している。	③県内の設計事務所などが設計に参加している。	③県内の建築事業者が主たる加工業者として参加している。	10点
		④全ての木材において一次から最終加工までの輸送距離が四国内。	④その他の木材使用部位	④その他の木材使用部位	④県内事業者の参加					40点
		⑤15%以上の材で製造工場における省CO ₂ の取り組みがある。	⑤環境ラベルの製品認証(最大5製品)	⑤環境ラベルの製品認証を複数種類持っている。	⑤環境ラベルの製品認証を複数種類持っている。	⑤県内事業者の参加				
			⑥環境ラベルの製品認証を複数種類持っている。	6 箱以下× 各2点	6 箱以下× 各2点	⑥県内事業者の参加				
合計	90点	点数	77点	点数	82点	点数	75点	点数	75点	点数
証明書類	・確認申請書など ・各種添面、仕上表、木造い表、木材明細書など ・合造伐採、森林認定の証明書など ・再造林に係る取扱組みについてパンフレットやWebページなどを		・各種運営計画書 ・製造、加工工場等証明書・納品書など ・工場におけるCO ₂ 削減対策について ・パンフレット、Webページ印刷など ・環境ラベル、納品書など		・各種図面、仕上表、立面図など ・写真など		・製造、加工工場等庭園裏・納品書など ・木材安定取引協定等の写しなど ・確認申請書など ・工事請負契約書、登記証明書など			

※評価結果はすべて転記されます。

9.2. A.木材使用量入力シート

A. 木材使用量入力シート

物件名	高知〇〇ビル					入力年月日	2023年3月19日	
建設地	高知県〇〇市 〇〇町(〇丁目) 字〇〇 〇-〇-〇					入力者	ABC設計事務所 〇〇 〇〇	
延べ面積※1	1460.45 m ²	構造	木造(CLT、在来工法)	階数	地上 2 地下 -			
No.	名称※1	基礎・加点評価項目(I, II, V)				加点評価項目(1)		
		合法伐採 木材等の確認 ※2	県産木材 ※4	木材使用量			森林認証の 有無※3	
				使用量※5 m ³	部材、製品名等の区分と樹種※6	区分		樹種
1 CLT棟下地材	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	36.5	製材	スギ	森林認証		
2 CLT棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	17.6	製材	スギ	森林認証		
3 CLT棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	13.7	製材	ヒノキ	-		
4 耐火棟下地材	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	8.2	製材	スギ	森林認証		
5 耐火棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	2.6	製材	スギ	-		
6 耐火棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	1.4	製材	ヒノキ	-		
7 在来棟下地材	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	19.9	製材	スギ	-		
8 在来棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	15.1	製材	スギ	-		
9 在来棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	-	40.967	製材	ペイマツ	-		
10 キャノピー棟下地材	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	3.7893	製材	スギ	-		
11 キャノピー棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	5.5707	製材	スギ	-		
12 キャノピー棟造作	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	0.8569	製材	ヒノキ	-		
13 橋適用集成材	<input checked="" type="checkbox"/>	-	39.636	集成材	オフショウアカマツ	-		
14 橋適用一般製材	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	127.381	製材	スギ	-		
15 橋適用CLTパネル	<input checked="" type="checkbox"/>	県産木材	161.535	CLT	スギ	-		
16	<input type="checkbox"/>	-				-		
17	<input type="checkbox"/>	-				-		
18	<input type="checkbox"/>	-				-		
19	<input type="checkbox"/>	-				-		
20	<input type="checkbox"/>	-				-		
21	<input type="checkbox"/>	-				-		
22	<input type="checkbox"/>	-				-		
23	<input type="checkbox"/>	-				-		
24	<input type="checkbox"/>	-				-		
25	<input type="checkbox"/>	-				-		
26	<input type="checkbox"/>	-				-		
27	<input type="checkbox"/>	-				-		
28	<input type="checkbox"/>	-				-		
29	<input type="checkbox"/>	-				-		
30	<input type="checkbox"/>	-				-		

※30行を超える場合は、別紙を添付するなどしてください。

「水色セル」はプルダウンから選択してください。

「薄黄色セル」には文字や数字を入力してください。

- ・基礎評価基準達成の確認、評価項目『I. 林業・木材産業の持続性確保』、『II. 脱炭素社会の実現』、『V. 地域経済の活性化』の採点に使用する計算シートで、木材使用量を材積(m³)で記入して確認するほか、県産木材(3.2. 定義参照)や森林認証材使用の確認に用います。
- ・シートには、対象建築物に使用している木材について材積(m³)を入力します。ただし、基礎評価基準および加点評価の基準を満たすために必要な木材についてのみ入力し、それ以外の木材については入力を省略してもかまいません。
- ・右下の「集計結果」は計算結果が表示されます。また、シート【表紙及び評価結果】にも反映されます。
- ・なお、シート【D. 内外装への木材使用確認シート】では、内装への視覚的な木材の使用について使用面積(m²)で評価します。ある部材について、本シートでは材積(m³)を入力しシートDでは面積(m²)を入力する場合、あるいは本シートに材積(m³)のみを入力する場合、又はシートDに面積(m²)のみを入力する場合がありますのでご注意ください。

※1 評価対象とする木材の使用箇所について、分かりやすい名称を入力してください。図面や木拾い表(木材明細書等)と根拠資料との整合性がとれる名称にしてください。

※2 評価対象とするには、合法伐採木材等であることが必須となります。林野庁の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインなどを参考に根拠資料を添付してください。

・林野庁:「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」

シートA木材使用量入力シートの説明

・基礎評価基準達成の確認、評価項目I, II, Vの採点に使用する計算シートで、使用木量を面積を入力して確認するほか、県産木材や森林認証材使用の確認もできます。

・シートには、対象建築物に使用している木材について体積(m³)を入力します。

・ただし、基礎評価基準および加点評価の基準を満たすために必要な木材についてのみ入力し、それ以外の木材についても良いものになります。

・なお、シートD内外装への木材使用確認シートでは、内装への視覚的な木材の使用について使用面積(m²)で評価します。ある部材について、本シートでは体積(m³)を入力し、シートDでは面積(m²)を入力する場合、あるいは本シートに体積(m³)のみを入力する場合、またはシートDに面積(m²)のみを入力する場合が考え方られます。

【記入の注意点】

・には文字や数字を入力してください。

※1 評価対象となる木材の使用箇所について、分かりやすい名称を入力してください。

※2 プルダウンから選択してください。

※3 評価対象となる木材の使用箇所について、分かりやすい名称を入力してください。

※4 県産木材の場合は、合法伐採木材等であることが必須となります。林野庁の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインなどを参考に根拠資料を添付してください。

※5 3.FSC認証、PEFC認証、SGE認証などがあればチェックしてください。

・証明書の添付が必要になります。※2、※3の証明書と審査用も添付です。

※6 県産木材のある場合はチェックをしてください。証明書の添付が必要となります。※2※3の証明書と乗用も可です。

※7 木材使用量は、高知県内に所在する木材の加工を行な事業者(以下「県内加工事業者」といいます。)において太木を材料として加工(一次加工)された製材およびそれを主とする原木として加工(最終加工)された建築材料を指します。ただし、このうち継ぎぎり及び口の加工を行なうパッケージや薬品等による物理的処理(前工程として材面加工や表面加工等)は対象外となります。

※8 木材使用量の単位は立方メートル(m³)を入力してください。名称と併用箇所について、図面や木拾い表などの証明書類の記載と整合性が合っていることを確認してください。

※9 使用木材の区分と樹種を選択してください。炭素貯蔵量の計算に用いられます。この部分の入力に不備がある場合は、シートBもご確認ください。また、区分について、集成材に該当するについては、日本農林規格などを参照ください。

集計結果

◆木材の使用量 **基礎評価基準OK**

458 m³ 0.31 m³/m²

◆県産木材使用量 **基礎評価基準OK**

414 m³ 90 %

◆森林認証木材の使用量(加点評価)

62 m³ 13 %

<https://www.rynya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

※3 FSC 認証、PEFC 認証、SGEC 認証などがあれば森林認証を選択してください。根拠資料の添付が必要となります。※2 の根拠資料と兼用できます。

- FSC 認証

<https://jp.fsc.org/jp-ja>

- PEFC 認証/SGEC 認証

<https://sgec-pefcj.jp/>

* このシートで森林認証材として登録した場合は、シート【E. 取組のチェックリスト】の環境ラベルの製品の一つとして加えることはできません。

※4 県産木材である場合は選択してください。根拠資料の添付が必要となります。※2 や※3 の根拠資料と兼用できます。このシートで「県産木材」を選択した場合、シート【C. 木材調達ルート確認シート】に、丸太を原料として製材品に加工する一次加工（製材工場）及び、それを主たる原料として加工する最終加工の工場の名称を必ず記載してください。

※5 木材使用量の材積（m³）を入力してください。名称と使用量について、図面や木拾い表（木材明細書等）などの根拠資料の記載と整合性がとれるように注意してください。

※6 使用木材の区分と樹種を選択してください。炭素貯蔵量の計算に用いられます。この部分の入力に不備がある場合は、シート【B. 炭素貯蔵量の計算シート】にエラー値が表示されますので、シート B もご確認ください。また、区分について、集成材に該当する材については、日本農林規格などを参照ください。

- 集成材の日本農林規格（JAS）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_47.pdf

9.3. B. 炭素貯蔵量の計算シート

- このシートに入力項目はありません。
- 評価項目『II. 脱炭素社会の実現』の採点に使用する計算シートで、シート [A. 木材使用量入力シート] の入力内容から炭素貯蔵量を算定します。

B. 炭素貯蔵量の計算シート

物件名		高知〇〇ビル			入力年月日	2023年3月19日	
建設地		高知県〇〇市〇〇町(〇丁目)字〇〇〇-〇-〇			入力者	ABC設計事務所〇〇〇〇	
延べ面積※1		1460.45 m ²	構造	木造(CLT、在来工法)	階数	地上 2	地下 -
基礎評価項目(II)							
No.	名称	木材使用量※1			炭素貯蔵量計算※2		
		使用量 m ³	区分	樹種	木材の密度 t/m ³	炭素含有率 %	炭素貯蔵量 t-CO ₂
1	CLT棟下地材	36.5	製材	スギ	0.33	0.5	22.098
2	CLT棟造作	17.6	製材	スギ	0.33	0.5	10.669
3	CLT棟造作	13.7	製材	ヒノキ	0.38	0.5	9.573
4	耐火棟下地材	8.2	製材	スギ	0.33	0.5	4.957
5	耐火棟造作	2.6	製材	スギ	0.33	0.5	1.554
6	耐火棟造作	1.4	製材	ヒノキ	0.38	0.5	0.970
7	在来棟下地材	19.9	製材	スギ	0.33	0.5	12.067
8	在来棟造作	15.1	製材	スギ	0.33	0.5	9.129
9	在来棟造作	4.1	製材	ペイマツ	0.48	0.5	3.605
10	キャノピー棟下地材	3.8	製材	スギ	0.33	0.5	2.293
11	キャノピー棟造作	5.6	製材	スギ	0.33	0.5	3.370
12	キャノピー棟造作	0.9	製材	ヒノキ	0.38	0.5	0.597
13	構造用集成材	39.6	集成材	オウシュウアカマツ	0.41	0.5	29.793
14	構造用一般製材	127.4	製材	スギ	0.33	0.5	77.066
15	構造用CLTハネル	161.5	CLT	スギ	0.33	0.5	97.729
16	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-

※30行を超える場合は、別紙を添付するなどしてください。

- 炭素貯蔵量の計算は、「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」に準じた計算方法とし、木材の密度と炭素含有率、および各樹種の気乾密度のデータベースについてはシート「木材データベース」に記載があります。

・林野庁：「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/mokusan/211001.html>

※1 名称、木材使用量についてはシート [A. 木材使用量入力シート] の値が転記されます。

※2 シート [A. 木材使用量入力シート] の入力情報を元に計算されます。シート A の木材使用量の部材、製品名等の区分と樹種について、区分と樹種の入力に不備がある場合にエラー値が表示されます。エラーがある場合は、区分と樹種について入力を確認してください。また、木質ボードの場合は樹種ではなく種別を選択してください。

【シートB.炭素貯蔵量の計算シートの説明】

・評価項目 II の採点に使用する計算シートで、シート A. 木材使用量入力シートの入力内容から炭素貯蔵量を算定します。

・炭素貯蔵量の計算は、「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」に準じた計算方法とし、木材の密度と炭素含有率、および各樹種の気乾密度のデータベースについてはシート「木材データベース」に記載あります。

【記入の注意点】

・このシートは自動計算されるため、入力項目はございません。

※1 名称、木材使用量についてはシート A. 木材使用量入力シートの値が転記されます。

※2 シート A. 木材使用量入力シートの入力情報を元に計算されます。シート A の木材使用量の部材、製品名等の区分と樹種について、区分と樹種の入力に不備がある場合にエラーが発生します。区分と樹種について入力を確認してください。

炭素貯蔵量

◆木材全体利用量 458.0 m³

◆木材全体の炭素貯蔵量(CO₂換算) 285 t-CO₂

(計算式)

炭素貯蔵量(CO₂換算)(t-CO₂)

=木材の材積(m³) × 密度(t/m³) × 炭素含有率×44/12

※林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」(令和3年10月1日付け)林政第85号林野庁長官通知における計算式によって計算した。(小数第一位を四捨五入)

9.4. C. 木材調達ルート確認シート

C. 木材調達ルート確認シート

物件名		高知〇〇ビル				入力年月日		2023 年 3 月 19 日		
建設地		高知県〇〇市 〇〇町 (〇丁目) 宇〇〇 ○-〇-〇		構造 木造(CLT、在来工法)		階数	地上 2	地下 -	入力者	
No.	名称	使用量 m ³	部材の区分と樹種	区分	樹種	県 産 木 材 の 2 割 定 定 引	協 定 等 ※ 3 取 引	輸送範囲	木材調達ルートの確認 一次加工 (製材工場)	最終加工※6
1	CLT棟下地材	36.5	製材	スキ	□	□	□	A.四国内	高知県 高知〇〇製材	□ 乾燥に木質バイオマスを使用
2	CLT棟造作	17.6	製材	スキ	□	□	□	A.四国内	高知県	□
3	CLT棟造作	13.7	製材	ヒノキ	□	□	□	A.四国内	高知県	□
4	耐火棟下地材	8.2	製材	スキ	□	□	□	A.四国内	高知県	□
5	耐火棟造作	2.6	製材	スキ	□	□	□	A.四国内	高知県	□
6	耐火棟造作	1.4	製材	ヒノキ	□	□	□	A.四国内	高知県	□
7	在来棟下地材	19.9	製材	スキ	□	□	□	高知県	熊本県	□
8	在来棟造作	15.1	製材	スキ	□	□	□	高知県	高知県	□
9	在来棟造作	4.1	製材	ベニマツ	□	□	□	高知県	高知県	□
10	キャノビー棟下地材	3.8	製材	スキ	□	□	□	高知県	高知県	□
11	キャノビー棟造作	5.6	製材	スキ	□	□	□	高知県	高知県	□
12	キャノビー棟造作	0.9	製材	ヒノキ	□	□	□	高知県	高知県	□
13	構造用集成材	39.6	集成材	オワクワカマツ	□	□	□	高知県	高知県	□
14	構造用一般型材	127.4	製材	スキ	□	□	□	高知県	高知県	□
15	構造用CLT/パネル	161.5	CLT	スキ	□	□	□	高知県 高知〇〇製材	□ 乾燥に木質バイオマスを使用	福岡県 △△工業
16	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
17	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
18	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
19	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
20	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
21	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
22	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
23	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
24	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
25	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
26	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
27	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
28	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
29	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-
30	-	-	-	-	□	□	□	-	□	-

*4. 一次加工 (製造工場) から最終加工の輸送範囲が四国内あるいは近畿以西 (香川県 恵那県 高知県 愛媛県 京都府 滋賀県 兵庫県 三重県 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 京都府 滋賀県 兵庫県 三重県 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県) の場合は、該地区内に在る製材工場で加工して出荷される場合です。評価項目について、これらのルートがすべて近畿以西の県である場合について輸送範囲によるCO₂排出量低減の観点から評価します。また、評価項目については、すべて高知県内である場合は近畿に地域経済活性化の観点から評価します。

*5. 評価項目におけるCO₂排出量低減の取組についても評価します。

*6. 製材工場における木材安定供給の取組みがある場合は評価をチェックしてください。木材安定取引協定などは、木材加工事業者が木材生産者や流通業者等が樹種及び数量等を定めた協定を締結し、それに基づいて原木又は製品を売買することです。根拠資料として協定書の写しを提出してください。

※1. 名称、使用量、部材の区分と樹種については、シート [A. 木材使用量入力シート] の値が転記されます。

※2. 県産木材の確認欄にチェックの表示がある場合は、必ず一次加工 (製材工場) と最終加工について工場の名称を記入し、所在地はプルダウンメニューから府・県を選択してください。県産木材の場合、一次加工 (製材工場) と最終加工のいずれか、または両方の所在地が高知県となります。製材工場、加工工場の所在地に関する根拠資料を添付ください。

※3. 製材工場における木材安定供給の取組みがある場合はチェックしてください。木材安定取引協定などは、木材加工事業者が木材生産者や流通業者等が樹種及び数量等を定めた協定を締結し、それに基づいて原木又は製品を売買することです。根拠資料として協定書の写しを提出してください。

※4. 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年法律第47号)

「水色セル」はプルダウンから選択してください。

「薄黄色セル」には文字や数字を入力してください。

- 評価項目『II. 脱炭素社会の実現』および『V. 地域経済の活性化』の加点評価に用いるシートで、木材の調達ルートについて一次加工 (製材工場) から最終加工に関して都道府県名を入力します。評価項目『II. 脱炭素社会の実現』については、これらのルートがすべて近畿以西の府県、又は四国内である場合について、輸送によるCO₂排出量低減の観点から評価します。また、評価項目『V. 地域経済の活性化』については、すべて高知県内である場合に地域経済活性化の観点から評価します。さらに、製造工場におけるCO₂排出量低減の取組についても評価します。

※1 名称、使用量、部材の区分と樹種については、シート [A. 木材使用量入力シート] の値が転記されます。

※2 県産木材の確認欄にチェックの表示がある場合は、必ず一次加工 (製材工場) と最終加工について工場の名称を記入し、所在地はプルダウンメニューから府・県を選択してください。県産木材の場合、一次加工 (製材工場) と最終加工のいずれか、または両方の所在地が高知県となります。製材工場、加工工場の所在地に関する根拠資料を添付ください。

※3 製材工場における木材安定供給の取組みがある場合はチェックしてください。木材安定取引協定などは、木材加工事業者が木材生産者や流通業者等が樹種及び数量等を定めた協定を締結し、それに基づいて原木又は製品を売買することです。根拠資料として協定書の写しを提出してください。

・木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年法律第47号)

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=408AC0000000047_20200401_501AC0000000031

・林野庁 木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例 1-1)

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/sigenkatuyou/forest_right/attach/pdf/index-7.pdf

- ※4 一次加工（製材工場）から最終加工の輸送範囲が四国内あるいは近畿以西（香川県 徳島県 高知県 愛媛県 京都府 滋賀県 兵庫県 三重県 大阪府 奈良県 和歌山県 山口県 鳥取県 広島県 岡山県 福岡県 大分県熊本県 佐賀県 長崎県 鹿児島県）である場合にはプルダウンメニューから選択してください。どちらでもない場合は、加点なしとしてください。四国内あるいは近畿以西を選択した場合は、製材工場、加工工場の記入欄に所在地と名称を記入してください。また、一次加工（製材工場）、最終加工（CLT・集成材工場等）の所在地に関する根拠資料を添付ください。
- ※5 加工業者におけるCO₂排出量低減の取り組みとして、乾燥工程で木くず等のバイオマス燃料によるボイラーを用いている場合や、バイオマス燃料によるコーボジエネレーション（熱電併給）システムなどを活用している場合などを評価します。取組がある場合は、チェックして取組の説明を記入してください。工場のパンフレットなどの根拠資料を添付してください。

9.5. D. 内装・外装の木材使用確認シート

D. 内装・外装への木材使用確認シート

物件名	高知〇〇ビル						入力年月日	2023 年 3 月 19 日	
建設地	高知県〇〇市 〇〇町 (〇丁目) 字〇〇 O-O-O								
延べ面積	1460.45 m ²	構造	木造(CLT、在来工法)	階数	地上 2	地下 -	入力者	ABC設計事務所 〇〇 〇〇	

① 内装への視覚的な木材使用の確認	室名	評価対象部位※3		木材の使用（視覚的に分かれる使用方法）※5				評価	
		名称	面積	面積		木材使用部位としての評価※8			
				木材の使用面積	所の面積※6	50%以上で評価	50%以上で評価		
居室の天井・壁・床・構造部材	2階事務室	天井	30.25 m ²	20.2 m ²	50%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>	主要室への木材使用部位2箇所以上※7	OK	加点評価(III)②
		壁	該当室の全仕上げ面積※4	50 m ²	30 m ²	30%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>		
		床		m ²	50%以上で評価	<input type="checkbox"/>	3箇所以上(-1箇所)で加点	3	
		構造部材	-	主要な構造部材が現し仕上げである。※7		<input checked="" type="checkbox"/>			
	その他室※2	1階会議室	天井	40 m ²	25 m ²	50%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>	その他の室、室外への木材使用、構造部材の現し仕上げ、居室以外への木材使用について評価対象できまかどかについては、仕上げ表に明瞭に記載があることを目安として下さい。天井、壁、床や名前などは図面などの説明書類と整合性を取ってください。	6箇所
			壁	D. 評価対象部位	30 m ²	15 m ²	30%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>	
			床	全仕上げ面積※5	40 m ²	25 m ²	50%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>	
		2階廊接室	構造部材	-	主要な構造部材が現し仕上げである。※7		<input type="checkbox"/>	外装への視覚的な木材使用についても証拠書類として図面の記述と整合性を取ってください。	その他の室の最大15箇所
			天井	43.2 m ²	43.2 m ²	50%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>	記入の注意！	
			壁	該当室の全仕上げ面積※5	m ²	0 m ²	30%以上で評価	<input type="checkbox"/>	
床		43.2 m ²	43.2 m ²	50%以上で評価	<input checked="" type="checkbox"/>	④内装への視覚的な木材使用の確認			
居室以外※10	内装について居室以外で視覚的に分かるように工夫して木材を使用した箇所※11	構造部材	-	主要な構造部材が現し仕上げである。※7		木材の使用部位を含むすべての面積を記入します。ただし、天井、壁、床、構造部材が現し仕上げである。※7	木の構造部材		
		内装について居室以外で視覚的に分かるように工夫して木材を使用した箇所※11					6箇所		
		使用箇所の名称※12	使用方法の説明※12				その他の室の最大15箇所		
		一階ロビー	フローリング(ヒノキ床材 厚さ15mm)、壁(CLTパネル、90mm)				木の構造部材		
		外壁等	外壁の外装材について視覚的に分かる方法での木材使用の有無※13				木の構造部材		
		その他	使用箇所の名称※14	使用方法の説明※14			木の構造部材		
			外壁以外の外装材(軒裏など含む)について視覚的に分かる方法での木材使用の有無※15				木の構造部材		
			使用箇所の名称※16	使用方法の説明※16			木の構造部材		
			庇の軒裏	庇のCLTパネルが外観で確認可能			木の構造部材		
							木の構造部材		

「水色セル」はプルダウンから選択してください。

「薄黄色セル」には文字や数字を入力してください。

- ・「①内装への視覚的な木材使用の確認」は評価項目『III. 快適空間の形成』の評価に用いる項目で、主要室※1、その他の室※2 の内装に視覚的に分かるように木材を使用した場合の面積の算定を行います。
- ・また、居室以外※10 の箇所に視覚的に分かるように木材を使用した箇所がある場合は、使用箇所数と使用箇所の名称、使用方法の説明を記入してください。
- ・「②外装への視覚的な木材使用の確認」は評価項目『IV. 良好的な景観の形成』の評価に用いる項目で、外装に視覚的に木材を使用している場合の使用箇所の名称と使用方法の説明を記入してください。
- ・天井、壁、床の仕上げの木材使用、構造部材の現し仕上げ、居室以外への木材使用について評価対象とできるかどうかについては、仕上げ表に明確に記載があることを目安として下さい。面積や名称などは図面などの根拠資料と整合性を取ってください。
- ・外装への視覚的な木材使用についても根拠資料として図面の記述と整合性を取ってください。

※1 主要室は、申請者が任意に決めることができます。建物用途上主要な用途で使用する居室とすることを推奨します。

※2 その他の室は、主要な室以外の居室の内装への視覚的な木材使用を評価したい場合は入力します。最大3室まで評価できます。

- ※3 内装に視覚的に分かるように木材を使用する部位について、天井・壁・床に面的に木材を使用した場合、木の構造部材を現し仕上げとする場合、全部で4つの部位を木材使用部位として評価することができます。
- ※4 天井、壁、床の面積を記入します。木材を使用しない部分を含むすべての面積を記入します。ただし、開口部は除外することができます。
- ※5 天井、壁、床に視覚的に分かる使用方法で木材を使用している場合、あるいは、木の構造部材が現し仕上げとなっている場合に記入します。
- ※6 天井、壁、床に視覚的に分かる使用方法で使用されている木材の面積を記入します。作り付け家具などで確認申請時に図面に記載のあるものについては見附面積を算入することもできます。
- ※7 木の構造部材で現し仕上げをしており木材使用部位として評価できる場合にチェックします。対象室において主要な構造部材の大半が現し仕上げとなっている場合に評価できます。
- ※8 天井、壁、床の仕上げについては、視覚的に分かるように木材を使用する面積が、全面積のそれぞれ 50, 30, 50%以上で木材使用部位として評価されます。
- ※9 天井、壁、床あるいは構造部材のうち2つ以上で、評価基準が達成できれば”OK”と表示されます。
- ※10 居室以外における木材使用箇所を評価する場合に記入します。
- ※11 居室以外における木材使用箇所の数を入力します。最大3箇所まで評価できます。
- ※12 居室以外における木材使用箇所について使用箇所の名称と使用方法の説明を記入します。
- ※13 外壁の外装材に関して視覚的に分かる方法での木材使用の有無をチェックします。建物の外から一目で木材と分かるような、外装材や構造躯体の現し仕上げを採用している場合に評価します。また、ガラス等による視覚的に分かる形により内装等の木材利用が建築物の外から確認できる場合も評価対象となります。
- ※14 ※13をチェックした場合に、外壁などの外装に視覚的に木材を使用している箇所や使用箇所の外から確認できる箇所の使用箇所の名称と使用方法の説明を記入します。
- ※15 外壁以外の外装材の、軒裏等を含む部位で視覚的に分かる方法での木材使用の有無をチェックします。
- ※16 ※15をチェックした場合に、外壁以外の、軒裏などを含む部位で、外装に視覚的に木材を使用している箇所について使用箇所の名称と使用箇所の説明を記入します。

9.6. E. 評価項目に関する取組のチェックリスト

E. 評価項目に関する取組のチェックリスト（全て加点評価項目です。）

物件名	高知〇〇ビル					入力年月日	2023年3月19日
建設地	高知県〇〇市〇〇町(〇丁目)字〇〇〇-〇〇〇						
延べ面積	1460.45 m ²	構造	木造(CLT、在来工法)	階数	地上 2 地下 -	入力者	ABC設計事務所 〇〇 〇〇
I. 林業・木材産業の持続性確保に関する取組のチェック項目							
1	<input checked="" type="checkbox"/>	③加工業者が再造林に係る取り組みに参画している。(加点10点)			具体的な取り組み名	□□製材が〇〇協議会の取り組みに参加	
		※加工業者による林業・木材産業の持続性確保のための取組を評価する目的で、再造林に関する取り組みを評価します。					証明書類の名称
II. 脱炭素社会の実現の形成に関するチェック項目							
2	<input checked="" type="checkbox"/>	①適切な維持管理計画が立てられている。(加点15点)			証明書類の名称	中長期保存計画書	
		※炭素の貯蔵効果や資材製造時のCO ₂ 排出量削減など脱炭素社会の実現において重要な要素となる建物の長寿命化を評価する目的で、適切な維持管理計画がなされている場合を評価いたします。維持管理計画書を証明書類として提出してください。					
3	<input checked="" type="checkbox"/>	③環境ラベル対象製品を使用している。(加点各2点)			使用製品	フローリング材	種類と証明書類
	1製品	※環境評価項目に温暖化防止に関する項目が含まれる環境ラベル取得材料及びグリーン購入法による認定基準を満たす材料が対象となります。環境ラベルとして国内ではエコマーク、エコリーフ環境ラベル、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムなどが対象となります。極端に少量の場合は除き、一部でも使用する場合は対象となります。一方、同じ品目に含まれる複数の材料を用いる場合は、材料の種類によります1製品としてカウントし、また、同じ材料について異なる環境ラベルを取得している場合はあっても重複してカウントすることはできません。使用を明記した仕上表などの図面、環境ラベル、自己宣言書、納品書などを証明書類として提出してください。なお評価項目における森林認証材の評価と重複して加点することはできません。					
IV. 景観形成に関する取組のチェック項目							
4	<input checked="" type="checkbox"/>	②外構や駐輪場などの付属施設に木製品を利用している。(加点10点)			該当する部位の名称とそれを明示した図面の名称	配図図、外観パース、仕様書	
		※環境評価項目に温暖化防止に関する項目が含まれる環境ラベル取得材料及びグリーン購入法による認定基準を満たす材料が対象となります。外構や駐輪場などは構築的木製品を用いている場合は対象となります。また、駐輪場などの付属施設も評価いたします。(ただし、同一敷地内、同時に工事をするものに限りません。) 証明書類としては、その旨記載した設計図面を提出してください。					
5	<input checked="" type="checkbox"/>	③壁面緑化（縁のカーテン等）、屋上緑化に取り組んでいる。(加点10点)			該当する部位の名称とそれを明示した図面の名称	立面図、外観パース、仕様書	
		※環境共生建築物を造成する観点から、壁面緑化や、屋上緑化に取り組んでいる点を評価いたします。証明書類としては、その旨記載した設計図面などを提出してください。					
6	<input checked="" type="checkbox"/>	④建物敷地内で生け垣や樹木などの緑化に取り組んでいる。(加点10点)			該当する部位の名称とそれを明示した図面の名称	元請である〇〇設計事務所との契約書	
		※建物敷地内で、芝生、歩道橋、植樹などで緑化に取り組んでいる点を評価いたします。証明書類としては、その旨記載した設計図面などを提出してください。(ただし、同一敷地内、同時に工事をするものに限りません。)					
V. 地域経済の活性化							
7	<input checked="" type="checkbox"/>	③-1 県内の設計事務所などが設計に参画している。			事業者名、所在地、証明書類	元請である〇〇設計事務所との契約書	
		※所在地が県内である設計事務所などが、主たる設計者として参画している場合に評価をいたします。種別申請書類に記載の設計事務所などが該当します。証明書類として確認申請書を提出してください。					
8	<input checked="" type="checkbox"/>	③-2 県内の建築事業者が主たる施工業者として参画している。			事業者名、所在地、証明書類	元請である〇〇設計事務所との契約書	
		※所在地が県内である建築事業者などが、主たる施工業者として参画している場合に評価をいたします。工事請負契約書などの写しを証明書類として提出してください。					

「水色セル」はプルダウンから選択してください。

「薄黄色セル」には文字や数字を入力してください。

・すべて加点項目となります。該当する項目にチェックをいれて、必要事項を記載してください。

1. 加工業者による林業・木材産業の持続性確保のための取組を評価する目的で、再造林に関する取り組みを評価します。

2. 炭素の貯蔵効果や資材製造時のCO₂排出量削減など脱炭素社会の実現において重要な要素となる建物の長寿命化を評価する目的で、適切な維持管理計画がなされている場合を評価します。維持管理計画書を根拠資料として提出してください。

設計計画の中で作成したものがあればその資料を提出してください。計画書を作成していない場合は、「中長期維持管理計画表」を参考に作成し、提出してください。

3. 環境評価項目に温暖化防止に関する項目が含まれる環境ラベル取得材料及びグリーン購入法による調達基準を満たす材料が対象となります。環境ラベルとして国内ではエコマーク、エコリーフ環境ラベル、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムなどが対象となります。

*環境省：環境ラベル等データベース

<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/touroku.html>

*環境省：グリーン購入法

https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/attach/gpp%20pamphlet_jpn.pdf

極端に少量の場合を除き、一部でも使用する場合は対象とします。

一方、同じ品目に含まれる複数の認証を受けている材料を用いる場合は、材料の種類によらず1製品としてカウントし、また、同じ材料について異なる環境ラベルを取得している場合であっても重

複してカウントすることはできません。

使用を明記した仕上表などの図面、環境ラベル、自己宣言書、納品書などを根拠資料として提出してください。なお評価項目『I. 林業・木材産業の持続性確保』における森林認証材の評価と重複して加点することはできません。

4. 対象建物の外装材以外で、外構や看板などに積極的に木材を使用している場合は評価します。また、駐輪場などの付属施設も評価します（ただし、同一敷地内、同時期に工事するものに限ります）。根拠資料としては、その旨記載した設計図書などを提出してください。
5. 環境共生建築物を達成する観点から、壁面緑化や、屋上緑化に取り組んでいる点を評価します。根拠資料としては、その旨記載した設計図書などを提出してください。
6. 建物敷地内で、芝生、街路樹、植樹などで緑化に取り組んでいる点を評価します。根拠資料としては、その旨記載した設計図書などを提出してください。（ただし、同一敷地内、同時期に工事するものに限ります。）
7. 所在地が県内である設計事務所などが、主たる設計者（意匠設計、構造設計）として参加している場合に評価します。確認申請書に記載の設計事務所などが該当します。根拠資料として確認申請書を提出してください。
8. 所在地が県内である建設事業者などが、主たる施工業者として参加している場合に評価します。工事請負契約書などの写しを根拠資料として提出してください。

9.7. 維持管理計画

(『II. 脱炭素社会の実現』 加点評価関連)

木造建築物だけでなく、どのような構造の建築物でも快適な空間、資産価値を保つためには、適切な維持管理を欠かすことができません。特に木材を利用した建築物は、炭素の貯蔵効果や資材製造時のCO₂排出量削減など脱炭素社会の実現のためにも建物の長寿命化を前提とすることが重要です。建物本体と構造部分が長持ちするように、長期間の点検・メンテナンス・補修等の計画をたてていることが必要です。

維持管理計画として、最低50年間のメンテナンスを行う時期を見据え、それに基づき定期点検・対処等を記載したスケジュールを提出してください。

*申請者が作成した計画表があれば、それを提出してください。その際、以下の項目が満たされていることが必要です。

(1) 竣工から50年以上の計画であることが前提。期間中の間隔は申請者の任意となります。

(例：5年間隔、10年間隔)

(2) 以下の該当する項目はすべて記載してください。

外装（屋根以外）：外壁、建具、バルコニー、軒天井、その他

屋根等：屋根、屋上、その他

内装：床、壁、天井、建具、その他

構造躯体：屋内現し、屋外現し、その他

(3) 各部位に対する対処内容を簡単に記載してください。

*申請者が計画表を作成していない場合は「中長期維持管理計画表」に必要事項を記載して提出してください。

木材使用量などによる評価点計算シート 『II. 脱炭素社会の実現』 加点評価①対応
中長期維持管理計画表 <建築部>

△点検 ○塗り直し等 ●更新・修繕等

分類	項目	該当箇所、材質	2023										2041	点検・修理内容
			築1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	40年目	45年目	50年目	
外構	フェンス等													
外装（屋根以外）	外壁													
	建具													
	バルコニー													
	軒天井													
	その他													
屋根等	屋根													
	屋上													
	その他													
内装	床													
	壁													
	天井													
	建具													
	その他													
構造躯体	屋内現し													
	屋外現し													
	その他													

* 独自で準備された表があれば、そちらを提出してください。

10. 各評価項目の内容

10.1. 『I. 林業・木材産業の持続性確保』

10.1.1. 評価の意味

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能を発揮して、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っている。

建築用木材の需要拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の多面的な機能の持続的な発揮に資するものである。

10.1.2. 評価基準

基礎評価 50 点

加点評価

① 木材使用量に関する加点

・木材使用量 $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上 15 点

・木材使用量 $0.25 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上（加点） 15 点

*シート【A. 木材使用量入力シート】の数値

② 森林認証による加点※

・森林認証材を 50%以上使用 10 点

※各種根拠資料の添付が必要

*シート【A. 木材使用量入力シート】の数値

③ 評価項目に関する取組※

・加工業者が再造林に係る取り組みに参画している 10 点

※各種根拠資料の添付が必要

*シート【E. 評価項目に関する取組のチェックリスト】

10.2. 『Ⅱ. 脱炭素社会の実現』

10.2.1. 評価の意味

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ない場合があること、木材は再生産可能な資源であることなどから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現に貢献する。

10.2.2. 評価基準

基礎評価 50 点

加点評価

① 維持管理計画

・ 適切な維持管理計画が立てられている 15 点

*シート [E. 評価項目に関する取組のチェックリスト]

② 木材の輸送に係る CO₂ 削減策

・ 全ての木材において一次から最終加工までの輸送範囲が近畿以西 10 点

・ 全ての木材において一次から最終加工までの輸送範囲が四国内 5 点

・ 15%以上の木材で製造工場における省 CO₂ の取り組みがある 10 点

*シート [C. 木材調達ルート確認シート]

③ 環境ラベルの付いた製品の利用

・ 環境ラベルが付いた製品を建築物で利用する 1 製品につき 2 点
(最大 5 製品)

*環境ラベルなどの提出で確認する。

*評価項目 I における森林認証材の評価と重複して加点することはできません。

*内装や造作材として利用した木材等については対象とする。

*シート [E. 評価項目に関する取組のチェックリスト]

10.3. 『Ⅲ. 快適空間の形成』

10.3.1. 評価の意味

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面での効果も期待されることから、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

また、『Ⅳ. 良好的な景観の形成』の評価同様に、目に触れる部分に木材を活用することによる、木材使用を重要視する価値観の普及効果にも期待する。

10.3.2. 評価基準

- 基礎評価 50 点
- 加点評価

(①が達成できた場合に②～③の加点が可能)

- ① 主要室での内装で木質化を行っている 15 点

主要室での内装で天井・壁・床・構造部材のいずれか2箇所で木材使用

※「主要室」は申請者が選択できる。

*シート [D. 内装・外装への木材使用確認シート]

- ② 主要室の3箇所以上で木材使用がある 5 点

*シート [D. 内装・外装への木材使用確認シート]

- ③ 主要室以外の室や、居室以外で内装の木質化部位がある 30 点

※部位ごとに加点する。

※「1箇所」の考え方とは、図面の仕様書や仕上げ表での記載とする。

1箇所につき2点（最大15箇所、30点）

*シート [D. 内装・外装への木材使用確認シート]

10.4. 『IV. 良好的な景観の形成』

10.4.1. 評価の意味

建築物は都市の資産として長期間にわたり、使用者のみならず周辺地域の人々に対して、まちなみ・景観を形成する重要な要素として関わりつづけることになる。木材を活用した良好なまちなみ・景観の創出への貢献を評価することで、木材の使用が林業・木材産業の持続性を高め森林の有する多面的機能の発揮につながることや、脱炭素社会実現にも貢献するといった価値観を、次世代にわたり広めてゆく効果を期待する。

10.4.2. 評価基準

基礎評価 50 点

加点評価

(①が達成できた場合に②～④の加点が可能)

① 外装の木材使用

・外壁の外装材の部位等 15 点

※外装材など外観から分かる木材の使用を評価するほか、ガラス等による視覚的に分かる形により、内装等の木材利用が建築物の外から確認できる場合も評価する。

※図面、仕様書に明記して確認する。

・外壁以外の軒裏などの部位 5 点

※図面、仕様書に明記して確認する。

*シート [D. 内装・外装への木材使用確認シート]

② 外構への木材使用

・外構や付属施設に木製品を使用している 10 点

※図面、仕様書に明記して確認する。

*シート [E. 評価項目に関する取組のチェックリスト]

③ 壁面緑化

・壁面緑化（緑のカーテンなど）、屋上緑化に取り組んでいる 10 点

*シート [E. 評価項目に関する取組のチェックリスト]

④ 建物周囲の緑化

・建物の周囲で生け垣や樹木などの緑化に取り組んでいる 10 点

※図面、仕様書に明記して確認する。

*シート [E. 評価項目に関する取組のチェックリスト]

10.5. 『V. 地域経済の活性化』

10.5.1. 評価の意味

林業・木材産業は地方の経済社会の維持・発展に寄与する重要な産業であると同時にまた、森林の適正な整備及び保全を持続的に行う上で、地方の経済社会の維持・発展は欠かすことのできない要件でもある。そのような中、高知県は森林面積率 84%で全国一位の林業が非常に盛んな県であり、県産木材の活用を評価し、環境価値の高い建築物における建設事業への県内事業者の参加を評価することに大きな意義があると考える。

10.5.2. 評価基準

- 基礎評価..... 50 点
- 加点評価

県産木材の使用率が 80%以上 15 点

*シート [A. 木材使用量入力シート] の数値

① 木材安定取引協定等

- ・木材使用量の 50%以上で木材安定取引協定により取引をしている
木材加工業者において加工された木材が使用されている..... 15 点
※工場名の記載および木材安定取引協定の写し等を確認する。

*シート [C. 木材調達ルート確認シート]

② 県内事業者の参加

- ・県内の設計事務所などが主たる設計者として意匠設計又は構造設計に
参加している..... 10 点
- ・県内の建築事業者が主たる施工業者として建築工事に参加している... 10 点
※参加事業者の登記事項証明書や契約書の写しなどの根拠資料を
提出してもらい確認する。

*シート [E. 評価項目に関する取組のチェックリスト]

11. 高知県環境不動産独自評価基準に関する申請関係図書

申請様式と評価項目の根拠資料

高知県環境不動産の認定に必要な申請書類は、要綱に定められた段階毎に下記の3種類に区分されます。

申請時には、「高知県環境不動産申請書類確認シート」と「評価項目の確認に必要な根拠資料」を添付のうえ、提出してください。

なお、申請書類の提出時期によって準備ができる根拠資料が異なりますので、評価にあたっては、慎重に行い、総合評価が下がる（優遇措置が受けられなくなる）ことが無いように注意してください。

○申請書類の組み合わせ

1. 要綱で定められた様式
○高知県環境不動産計画書（要綱第4条/運用マニュアル5.1.）
○高知県環境不動産変更計画書（要綱第5条/運用マニュアル5.2.）（※1 事業計画書に変更があった場合に提出）
○高知県環境不動産認定申請書（要綱第6条/運用マニュアル5.3.）
2. 評価項目根拠資料
11.1. 木材の使用量が確認できる集計表など
11.2. 木材の使用箇所等が確認できる図面など
11.3. 木材の調達ルートや加工業者の取組状況が確認できる資料など
11.4. 高知県環境不動産独自基準評価シート
3. CASBEE 建築評価結果※2、又はZEB認証若しくはZEH-M認証の結果※3

※1 事業計画の変更対象となるもの

- (1) 建築物の延べ面積が3割以上増加又は減少するもの
- (2) 木材使用量が3割以上増加又は減少するもの
- (3) 県産木材の使用量が3割以上減少するもの
- (4) 県基準及びCASBEE建築評価の評価結果、又はZEB認証若しくはZEH-M認証の結果が変更前と同等以上となるものの

※2 CASBEE建築評価結果

CASBEE建築評価員による自主評価結果が確認できる資料

自主評価に要した根拠資料の提出は不要です。ただし、他の関係書類と同様に認定をされた翌年度から起算して7年間は保管してください。

※3 ZEB認証若しくはZEH-M認証の結果

認証機関による認証結果が確認できる資料

認証に要した根拠資料の提出は不要です。ただし、他の関係書類と同様に認証をされた翌年度から起算して7年間は保管してください。

11.1. 木材の使用量が確認できる集計表など

⇒9.2.A. 木材使用量入力シート、9.3.B. 炭素貯蔵量の計算シートの根拠

木拾い表や木材明細書など用途の名称、使用材積(m³)、部材の名称、樹種、森林認証材の区分など設計内容が確認できる資料

11.2. 木材の使用箇所等が確認できる図面など

⇒9.5.D. 内装・外装への木材使用確認シートの根拠

付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図(四面)、断面図(二面以上)、外観パース、木材を使用した部屋の展開図等を木材の使用箇所など評価の根拠が判るように加工した図面

11.3. 木材の調達ルートや加工業者の取り組み状況が確認できる資料など

⇒9.4.C. 木材調達ルート確認シート、9.6.E. 評価項目に関する取組のチェックシート

加工各取り組み状況が把握できる資料

11.4. (参考) 評価項目と根拠資料の関連表

区分	評価方法	評価基準	根拠資料	評価の判断			備考
				計画	変更	認定	
基礎	木材使用量	木材使用量 0.15m ³ /m ²	設計図書等	○	○	○	
①木材使用量が根拠となる評価項目			11.1. 木材の使用量が確認できる集計表など				
I. 林業・木材産業の持続性確保							
加点 評価	木材使用量	木材使用量 0.18・0.25m ³ /m ²	設計図書等	○	○	○	
	森林認証材の使用	森林認証材を 50%以上使用	納品書(認定時に評価)	×	△	○	
II. 脱炭素社会の実現							
加点 評価	加工工場の CO ₂ 削減	15%以上の木材が CO ₂ 削減に取り組んでいる工場で加工	加工業者の提出書類	△※	○	○	
V. 地域経済の活性化							
加点 評価	県産木材の使用量	県産木材の使用率が 80%以上	設計内容(見積書)	○	○	○	
	木材安定取引協定	木材使用量 50%以上の工場で木材安定取引協定による取引	加工業者の提出資料	△※	△	○	
②各種図面等が根拠となる評価項目			11.2. 木材の使用箇所等が確認できる図面など				
III. 快適空間の形成							
加点 評価	主要な室の内装	主要な室での内装で天井、壁、床及び構造部材の2箇所以上又は3箇所以上で木材を使用	設計図書等	○	○	○	
	その他の室の内装	その他の居室で木材を使用(3部屋・最大 12 箇所)	設計図書等	○	○	○	
	居室以外の内装	居室以外で木材を使用(最大 3 箇所)	設計図書等	○	○	○	

区分	評価方法	評価基準	根拠資料	評価の判断			備考
				計画	変更	認定	
IV. 良好的な景観の形成							
加 点 評価	外装の木材使用	外壁の外装材の部位	設計図書等	○	○	○	
		外壁以外の軒裏等の部位	設計図書等	○	○	○	
	外構への木材使用	外構及び付属施設に木製品を使用	設計図書等	○	○	○	
	壁面緑化	壁面緑化（緑のカーテン等）及び屋上緑化	設計図書等	○	○	○	
	建物周囲の緑化	建物の周囲で生け垣、樹木等の緑化	設計図書等	○	○	○	
③各種取組が根拠となる評価項目				11.3. 木材の調達ルートや加工業者の取り組み状況が確認できる資料など			
I. 林業・木材産業の持続性確保（再掲）							
加 点 評価	森林認証材の使用	森林認証材を50%以上使用	加工業者の納品書	×	△	○	
	再造林への参画	加工業者が再造林に参画	加工業者の提出資料	△※	△	○	
II. 脱炭素社会の実現							
加 点 評価	維持管理計画	適切な維持管理計画の策定	中長期保全計画書	○	○	○	
	木材の製造・加工に係るCO ₂ 削減策	全ての木材の製造・加工の輸送範囲が近畿以西又は四国内	加工業者の納品書	△※	△	○	
		製造工場における省CO ₂ の取組	加工業者の提出書類	△※	△	○	
	環境ラベル対象商品の使用	環境ラベル製品を建築物で使用	カタログ、納品書	○	○	○	
V. 地域経済の活性化							
加 点 評価	木材安定取引協定	製材工場等が木材安定取引協定による取引を実施	加工業者の納品書	△※	△	○	
	県内事業者の参加	県内の設計事務所等が設計に参加又は県内の建築事業者が主たる施工業者として参加	設計事務所、施工業者等の提出書類	△※	○	○	

評価の判断の欄：×はその段階で評価しない項目。△は入荷を依頼する加工事業者等が決定している場合には評価、決定していない場合は評価しない。

※ 計画書の提出段階で施工業者や加工業者が決定していない場合、評価基準に係る施工業者や加工業者の誓約書を提出することで評価します。ただし、認定申請書を提出する際には、根拠資料を提出してください。

11.5. 高知県環境不動産申請書類確認シート

高知県環境不動産の申請書類の提出時には、下記の提出書類確認シートと評価項目の確認に必要な根拠資料を提出して下さい。

下記の様式は、高知県環境不動産独自基準評価シート(エクセルファイル)にあり、評価項目に連動して必要な根拠資料が判断できるようになっています。

入力年月日	2023 年 3 月 19 日
入力者	ABC設計事務所 ○○ ○○

高知県環境不動産申請書類確認シート

1. 建築部に関する事項

物件名	高知○○ビル			
建設地	高知県○○市 ○○町 (○丁目) 字○○ ○-○-○			
延べ面積※1	1460.45 m ²	構造	木造(CLT、在来工法)	防耐火
着工(予定)	2023年3月6日	竣工(予定)	2024年3月6日	階数 地上 2 地下 -
木材利用量	0.31 m ³	内CLT量	m ³	⇒ 利用用途
意匠設計者				
構造設計者				
施工者				

2. 評価項目の根拠となる資料

1. 必須書類	
<input checked="" type="checkbox"/> 高知県環境不動産独自基準評価シート 及び CASBEE-建築評価シートの写し	
2. 木材の使用量が確認できる集計表など	
<input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 木拾い表 <input type="checkbox"/> その他	
3. 木材の使用箇所などが確認できる各種図面(内装では、主要な居室、その他居室、居室以外、外装については、外壁、外壁以外含む)	
<input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図(四面) <input type="checkbox"/> 断面図(二面以上) <input type="checkbox"/> 外観パース <input type="checkbox"/> 木材を使用した室の展開図 <input type="checkbox"/> その他	
4. 木材の調達ルート加工業者の取組状況が確認できる資料	
<input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ①森林認証木材の根拠資料 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ②加工業者が再造林に係る取組状況の資料 注: セルは自動転記 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ③中長期維持管理計画書等 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ④加工場の所在地(関西以西)の資料 は手入力 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑤加工場の所在地(四国内)の資料 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑥省CO2の取り組み 一 セルが「○」の場合は評価しているため根拠資料が必要です。 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑦環境ラベル対象製品の使用材料の資料 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑧外構や駐輪場など付属施設への木製品の使用状況の資料 <input type="checkbox"/> 根拠資料を準備のうえ、提出資料を <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑨壁面緑化、屋上緑化に取組状況の資料 <input checked="" type="checkbox"/> にしてください。 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑩建物敷地内で生垣や樹木等の緑化状況の資料 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑪木材安定取引協定等の取組状況の資料 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑫県内設計事務所等の設計への参画状態の確認資料 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ⑬県内の建築事業者が主たる施工業者として参加してい	
備考	評価根拠資料に関する補足説明等 (例 ⑥については・・・)

「 」は入力不要です。

「 橙色セル 」は「○」評価あり又は「-」評価なしで表示されます。

「 水色セル 」は提出する根拠資料をプルダウンから選択してください。

「 薄黄色セル 」には文字を入力してください。

12. Q&A

12.1. 高知県環境不動産とは。

木材を使用した非住宅建築物又は4階建て以上の住宅であって、省エネエネルギー構造、周辺環境への負荷が小さい、建設から廃棄までの二酸化炭素排出量が少ないなどの配慮が行われている環境面からみて価値の高い不動産のことです。

高知県では木材の使用量などを評価する県独自基準と CASBEE 又は ZEB 若しくは ZEH-M を合わせて評価のうえ「高知県環境不動産」として認定しています。

12.2. なぜ脱炭素社会の実現のために高知県環境不動産を進めるのか。

木材は、森林が吸収した二酸化炭素を炭素として貯蔵していることや製造過程における二酸化炭素の排出量が他資材に比べて少ないため、木材を建築物において利用することは、脱炭素社会の実現に貢献します。

また、木材を利用するため伐採した跡地に植林をすることなどで森林が若返り、二酸化炭素の吸収量の増加が見込まれます。

※住宅の建設に用いられる材料ごとに製造時の二酸化炭素排出量を比較すると、木造は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造よりも、二酸化炭素排出量が大幅に少くなります。(鉄筋コンクリート造に対して 1/4 程度、鉄骨造に対して 1/3 程度)

12.3. なぜ非住宅建築物及び4階建て以上の住宅に限り、木材利用を促進するのか。

非住宅建築物及び4階建て以上の住宅においては木造化が進んでおらず、それらを新たな需要先として木材利用を拡大することは、脱炭素社会の実現に資するものです。

12.4. 3階建てまでの住宅を優遇措置の検討対象から除いた理由は何か。

住宅の取得に対しては、既に所得税の住宅ローン控除や不動産取得税の軽減措置などの優遇措置があります。また、3階建てまでの木造住宅は、他の構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）と比較して低コストになる場合が多く、既に約8割が木造で建築されているため、4階建て以上を対象としています。

12.5. CASBEE とはどのような制度か。

建築物の環境性能や建設・維持管理等により発生する様々な環境負荷を、多面的かつ客観的な観点から評価する手法です。建物の用途や評価目的に合わせて 15 を超える評価ツールが開発されており、全国の設計事務所や建設会社、不動産事業者等において、環境性能を「見える化」するツールとして幅広く活用されています。

(参考) 一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター（以下 IBECs という。）のホームページ
<https://www.ibec.or.jp/CASBEE/>

12.6. なぜ CASBEE 又は ZEB 若しくは ZEH-M を使うのか。県独自基準だけではだめなのか。

木造建築物は炭素貯蔵効果、化石燃料の代替効果、省エネ効果や森林整備の推進への貢献等による環境性能を有しています。

その中で一定以上の木材を使用した建築物について、木材利用に関しては県独自基準で評価し、木材利用以外の面での環境性能を CASBEE 又は ZEB 若しくは ZEH-M で評価しようとするものです。

木材利用と CASBEE 又は ZEB 若しくは ZEH-M による環境評価を併せて評価することで、地方

税法第6条に規定される「公益性による課税免除」の対象となります。

12.7. CASBEE の自主評価の依頼先は。

I B E C s のホームページに評価員が掲載されています。なお、高知県には5名の CASBEE 建築評価員が登録されています。

12.8. ZEB、ZEH-M とは。

効率的な設備システムの導入により省エネルギー化を実現しつつ、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録されている評価機関が、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価に基づき、認証を行います。

12.9. ZEB 認証及び ZEH-M 認証の依頼先は。

一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページで検索が可能です。

(参考)一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページ

<https://www.hyoukakyoukai.or.jp/>

12.10. なぜ CASBEE のみ容積率の緩和措置の対象なのか。

建築基準法 59 条の 2 に基づく総合設計制度により、CASBEE 等による評価を受けた建築物は高度かつ総合的に環境に配慮した建築物として容積率の割増しが認められているためです。

ZEB 及び ZEH-M は、省エネルギー性能に優れた建築物ですが、総合的に環境に配慮した建築物には含まれません。

12.11. 同一敷地内で複数の棟からなる建築物の認定は。

建築基準法施行令第 1 条第 1 号の定義（いわゆる一敷地一建築物の原則）に該当する場合であって、CASBEE 建築の評価、ZEB 認証又は ZEH-M 認証の取得が可能であり、認定基準に適合する建築物は、認定の対象となります。

(参考) IBECS ホームページの「CASBEE 建築に関する Q&A」

https://www.ibecs.or.jp/CASBEE/qanda/qanda_building.htm

(参考) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページ「BELS についての Q&A 一般公開用」https://www.hyoukakyoukai.or.jp/teikyo_joho/qa_list_g.php

12.12. 施工業者や加工業者が決定していない状況で計画書の提出は可能か。

高知県環境不動産の評価基準に係る施工業者や加工業者の誓約書を提出することで可能です。ただし、高知県環境不動産認定申請書を提出する際には、施工業者および加工業者の根拠資料を提出してください。

12.13. 県産木材の考え方。

この運用マニュアル P 6 の県産木材の定義をご覧ください。

○イメージ

	一次加工 県内工場	一次加工 県外工場
最終加工 県内工場	A ○	B ○
最終加工 県外工場	C ○	D ×

例 A : 県内の製材工場でラミナを加工し、県内の集成材工場で柱やパネルを製造した場合

例 B : 県外の製材工場でラミナを加工し、県内の集成材工場で柱やパネルを製造した場合

例 C : 県内の製材工場でラミナを加工し、県外の集成材工場や C L T 工場で柱やパネルを製造した場合

例 D : 県外の製材工場でラミナを加工し、県外の集成材工場や C L T 工場で柱やパネルを製造した場合。

○「丸太」には、県内の山林で生産された丸太のほか、県外の山林で生産されたものや輸入材も含みます。このため、「製材品」も同様に県内の山林で生産された丸太を原料として製材されたもののほか、県外の山林で生産された丸太や輸入材を原料として製材されたものも含みます。

12.14. 加工事業者の再造林に関する取組とは。

加工事業が伐採跡地の植林に取り組んでいる、又は、伐採跡地の植林のために基金等を積み立てている協議会に参画しているものなどを対象としています。

根拠資料：取り組みが確認できる資料（現地写真、領収書、協議会規約、名簿など）

12.15. 不動産取得税の優遇措置は所有者が移転する度に受けることができるのか。

不動産取得税の免除が受けられるのは建築物を新築した時のみです。

12.16. 認定に使用した書類の保管期間は。

認定申請に使用した書類（CASBEE の評価又は ZEB 認証若しくは ZEH-M 認証に使用した書類を含む）は、高知県環境不動産の認定があった年の翌年から起算して 7 年間は保管してください。保管される方は、申請者（＝不動産取得税の課税免除を受けた方）になります。

知事が必要と判断した場合は、報告を求めたり、調査をさせていただく場合があります。

12.17. 施工業者とは

当該建築物について、建築主と工事の請負契約を締結する事業者及びその下請け事業者です。

12.18. 主たる施工業者とは

当該建築物について、建築主と工事の請負契約を締結する事業者です。

12.19. 建築主（＝申請者）とは

高知県環境不動産の認定を受ける建築物の新築を行おうとする者であり、申請対象となる当該建築物の最初の所有者（＝不動産所得税の免除を受けようとする者）です。

※確認申請書（建築物）の（第二面）に記載された【1. 建築主】

12.20. 加工業者とは

当該建築物に使用する木材の加工を行う事業者です。

12.21. 再造林とは

人工林を伐採した跡地に再び植林を行うことです。

12.22. 木材とは

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律 48 号）第 2 条第 1 項に規定する木材です。

12.23. 木拾い表（木材明細書等）とは

名称（使用用途、部材名）、樹種、寸法、材積が確認できる根拠資料であり、納品書（又は見積書）等に記載された内容が確認できるものです。

12.24. 主要な室とは

建築物の用途に応じた主要な部屋のうち、比較的床面積が広く、複数が利用に供する部屋（例：事務室、会議室、売場、客室、宴会場など）を任意に選択してください。

12.25. 居室以外とは

ロビー、待合室、廊下、トイレなど主要な室及びその他の室以外です。

12.26. 軒裏などとは

外壁から外側に飛び出した屋根の裏側の天井にある部分のほか、庇（エントランスキャノピーを含む）等